

## 長岡京市意見公募（パブリックコメント）手続制度の概要

### 意見公募（パブリックコメント）手続とは

意見公募（パブリックコメント）手続制度とは、市が基本的な政策等を立案する過程において、その趣旨、目的、内容等を市民に公表し、それに対して意見を求め、提出された意見を踏まえて意思決定をするとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

この制度は、市政運営における公正・透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、市民協働のまちづくりを進めることを目的としています。

### 意見公募を行う対象事案

- 市の基本的な制度を定める条例の制定や改廃
  - 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定や改廃（金銭徴収に関するものを除く）
  - 市の基本的な方針を定める計画の策定や改定
  - その他、必要と認めるもの
- ※ 緊急を要するものや、他の法令で意見反映の機会が定められている場合などは除きます。

### 意見提出ができる人

- (1) 市内に住所を有する人
  - (2) 市内に事務所又は事業所を有する人
  - (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する人
  - (4) 市内の学校に在学する人
  - (5) 市に対して納税義務を有する人
  - (6) 意見公募手続に係る事案に利害関係を有する人
- ※ 意見提出者を上記に限らないとすることもできます。

### 政策等の案の公表方法

案の公表と併せて、立案した趣旨や案の概要を記した資料も公表します。公表は次の方法で行います。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 担当課・市民情報コーナーでの閲覧
- (3) 必要に応じて、印刷物の配布、説明会の開催などの実施

また、意見公募手続を行うことを、市広報に掲載するなどの方法により周知します。

## 意見の公募期間及び提出方法

おおむね1か月の期間を設け、担当課への書面の持参、郵便、信書便、ファクシミリ、電子メールにより行い、原則として、住所、氏名、連絡先の明記を求めます。

## 意見及び市の考え方等の公表

提出された意見を考慮して意思決定を行い、提出された意見とこれに対する市の考え方、案を修正した場合はその修正内容を公表します。提出された意見に対する個別回答は行いません。

## 手続きの主な流れ

